

# 第4章 計画の推進

## 1 庁内における推進体制

男女共同参画推進は市政全般に関わるため、多岐にわたる関連施策の調整が必要です。本計画を推進するため、関係部局との連携・調整を図りながら、男女共同参画の現状や問題点の把握、調査を行い、総合的かつ積極的に取り組みます。

## 2 弘前市男女共同参画プラン懇話会による点検・評価

本計画を確実に進めるために、「弘前市協働によるまちづくり基本条例」に基づき、市民との協働により毎年度、計画の達成度や執行状況を評価し、改善策を検討して見直しを行います。

具体的には、市民の意見を反映させるため、学識経験者などで構成される「弘前市男女共同参画プラン懇話会」を設置し、点検・評価や取組に対する助言などを行える場を設けます。

## 3 施策の推進状況

「弘前市男女共同参画プラン懇話会」により本計画の達成度や執行状況を点検・評価し、それらを取りまとめたものを公表します。